

医療と介護の連携推進会議設置要綱

1 目的

介護又は医療的ケアが必要な高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、医療及び介護サービスを切れ目無く提供するシステムの構築が必要である。

このため、保健所圏域の医療・介護関係機関による緊密な医療と介護のネットワークの構築を図るため、福祉保健部内に「医療と介護の連携推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

2 組織

- (1) 推進会議は、別紙の課室及び各保健所（各振興局健康福祉部）の構成員の職にある者をもって構成する。
- (2) 推進会議に議長を置き、高齢者生活支援室長をもって充てる。
- (3) 議長は必要に応じ、推進会議に構成員以外の者の参加を求めることができる。

3 事務局

- (1) 推進会議に事務局を置く。
- (2) 事務局の庶務は、長寿社会課高齢者生活支援室において処理する。

4 業務

推進会議は、各保健所（各振興局健康福祉部）が県内の二次保健医療圏（老人福祉圏域）別の課題を踏まえつつ下記の業務を円滑に実施できるよう、助言と進行管理を行い、県内の医療と介護の連携推進を図る。

- ・ 地域の病院、医師会、介護保険施設、居宅介護事業者等とともに、課題を話し合う場づくり（市町村及び地域包括支援センターと密接に連携）
- ・ 医療と介護のネットワークづくり
- ・ 地域包括支援センター支援のための医療機関との調整
- ・ 市町村介護保険事業計画策定への助言
- ・ その他推進会議が依頼する業務

5 附則

この要綱は、平成23年7月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月11日から施行する。

「医療と介護の連携推進会議」構成メンバー表

構成課室等	構成員	その他構成員
福祉保健総務課	課長	社会福祉班長、保護班長
障害福祉課	課長	課長が指名する者
医務課	課長	課長が指名する者
健康推進課	課長	課長が指名する者
薬務課	課長	課長が指名する者
長寿社会課	課長 副課長	長寿社会班長 介護保険班長 振興班長 サービス指導班長
高齢者生活支援室	室長	
各保健所 (各振興局健康福祉部)	保健所長 健康福祉部長	保健所長（部長）が指名する者